平成２９年（フ）第２２９号
大津市浜大津２丁目３番８号
債務者　小島　卓史
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４号
大津市国分１丁目15番28号　レジデンスＹ・Ｋ203、前住所神戸市兵庫区湊町３丁目３番４号　湊町パークハイツ401
債務者　堀　　朋久
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６４号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ　103号
債務者　田村　禎治
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８１号
大津市雄琴１丁目15番41号　鳥井荘103号
債務者　吉田　正美
法定代理人保佐人　山本　知弘
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９２号
滋賀県草津市矢橋町2070番地１　ヴィア・プレッソ　708号
債務者　長瀬　有里（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市馬場60番地14
債務者　山根　裕樹
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目18番１―301号
債務者　三浦由美子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４６号
広島市安佐南区八木８丁目11番17―302号
債務者　串間由紀子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０６号
広島市佐伯区五日市町大字上河内470番地２
債務者　古藤　秀雄
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０７号
広島市佐伯区五日市町大字上河内470番地２
債務者　古藤由美惠
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
広島県三原市本郷南２丁目14番16号
債務者　池本　康樹
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第９１号
愛媛県西条市三津屋410―２　シャーメゾンパピヨン201、住民票上の住所愛媛県松山市湯の山５丁目５番地３
債務者　笠岡　良介
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県八女市馬場760番地２、住民票上の住所福岡県八女郡広川町大字一條1382番地６　サンビレッジリリー平塚Ｃ棟　201号
債務者　石井亜里砂（旧姓江濱）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
宮崎市橘通東５丁目３番27号　セイザンハイツ橘506号
債務者　川上佳代子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４１号
茨城県龍ケ崎市愛戸町21番地の３
債務者　角田　洋子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
長野県安曇野市豊科高家6447番地２　パインズエクセル210号室
債務者　大久保　卓
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
長野地方裁判所松本支部